事業報告書等提出書の内容確認等について

ご提出いただいた事業報告書等提出書につきましては、従来、形式審査に加え記載内容を確認のうえ、形式上は問題がない場合であっても内容に不整合等がある場合は補正をお願いし、補正が完了するまでは閲覧等に供することを保留しておりましたが、令和４年度より補正が必要な場合は、補正の期限を個別にお知らせし、期限までに補正がなされない場合はご提出いただいた状態で閲覧等に供することとしますのでお知らせします。

また、ご提出が集中する時期におきましては、ご提出から補正の依頼までお時間をいただく場合がありますのであわせてご承知おき願います。

岐阜県環境生活部県民生活課ＮＰＯ・宗教法人係

電話　058-272-1111　内線2388